

◆本年度のスケジュール

2025年

8月中旬

「愛教組連合グループ保険」パンフレット発送

8月下旬

分会訪問開始
推進員訪問の際、お手続き用紙をお渡しいたします。

10月17日(金)

申込締切日

2026年

1月1日(木)

責任開始期（加入日）

1月中旬

ご加入通知書送付

3月上旬

配当金還付

※1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合
※三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、
グループ保険（損害保険部分）には配当金は
ありません。

愛教組連合グループ保険といえば…

「手続き10秒 保障は1年
あとでニッコリ配当金」

※詳細はパンフレットをご参照ください。

●お問い合わせ先 —— <平日9:00～17:00(土日・祝および年末年始を除きます)>

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第一部

052-951-9100・9115 (担当 松本)

2026年

ご請求のしおり

愛教組連合グループ保険

年金払特約付ごども特約付団体定期保険【生命保険】
入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約付天災補償特約付熱中症補償特約付集中毒補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)付普通傷害保険【損害保険】
年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】 年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】
7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保険特約付、リビング・ニーズ特約付集団無配当特定疾病保険定期保険(Ⅰ型)【生命保険】
リビング・ニーズ特約付集団級無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)【生命保険】
特定精神障害給付特約付団体結合就業不能保障保険【生命保険】

日頃は、愛教組連合の組合活動にご理解とご協力を賜り
誠にありがとうございます。

愛教組連合グループ保険の『制度概要』『請求方法』
『年間スケジュール』について
ご確認いただきますようお願いいたします。



「グループ保険」5つの特長

●組合員の万一（死亡・高度障害）をしっかり保障

●病気の入院1日目から保障

●ケガの入院・通院1日目から補償

●配当金で実質的な負担は軽減

※1年ごとに収支計算し剩余金が生じた場合

※三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、グループ保険（損害保険部分）には配当金はありません。

●請求の手続きが職場で可能

2024年度のお支払い実績

制度名	件数	支払保険金
グループ保険（生命保険部分）	11 件	20,200 万円
グループ保険（損害保険部分）（通院）	756 件	3,323 万円
グループ保険（損害保険部分）（入院）	58 件	428 万円
遺族年金特約制度	12 件	20,827 万円
就業不能サポート制度	83 件	1,980 万円
三大疾病特約制度	85 件	20,120 万円

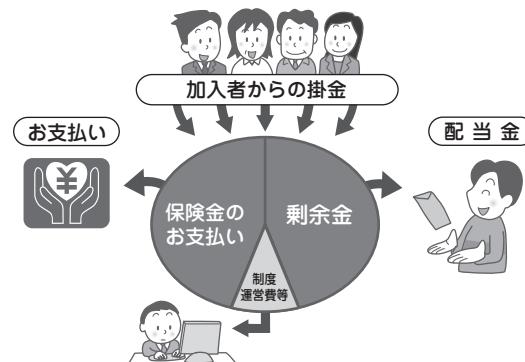
愛知教職員組合連合会（グループ保険、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション）
愛知県学校生活協同組合（遺族年金特約制度、就業不能サポート制度）

愛教組連合グループ保険とは

愛教組連合グループ保険の制度趣旨

- 愛教組連合グループ保険は、福利厚生制度の一助として、1967年に発足してから58年にわたり多くの組合員を支えている制度です。
 - 2025年1月1日現在、組合員とそのご家族など、あわせて**約4万名**が加入している制度です。

グループ保険の仕組み



毎年、1月1日から12月末日までの1年間で、皆さま(加入者)から掛金をお預かりし、基金を作ります。そして、組合員(加入者)の皆さまにご不幸(死亡・高度障害)があった場合に、基金の中から保険金をお支払いします。1年ごとに収支計算をし、余った基金(剰余金)は配当金として皆さまへお支払いいたします。
(三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、グループ保険(損害保険部分)には配当金はありません。)

1年ごとに収支計算して剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当額は現時点では確定していません。グループ保険の定期保険・新・定期保険は別々に収支計算を行なっています。

グループ保険には、病気の入院やケガの入・通院の保障がしっかり揃っています!

- 【例えばグループ保険 Gコース 加入の場合】
病気で入院した時 病気による入院給付△
入院給付金 1日につき **5,000円** (初日～365日まで)※1
- ケガで入院した時 不慮の事故による入院給付●
入院保険金 1日につき **5,000円** (初日～365日まで)※2
- ケガで通院した時 不慮の事故による通院給付●
通院保険金 1日につき **2,000円** (初日～90日まで)

△は自家共済部分より ●は損害保険部分より

△は大手損害保険会社より、△は損害保険会社より
(注)愛知県職員組合連合会のグループ保険は主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約・こども特約)、主契約(新・団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットし、さらに損害保険の普通傷害保険および自家用車の病気入院分をセッとしたものです。これらの制度はそれぞれお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、総合給付金等が異なります。詳細はパンフレットをご参照ください。

※1 精神疾患による入院の場合は180日が限度

※1 精神疾患による入院の場合は180日が限度
※2 事故発生の日から、その日を含めて180日以内の入院が対象

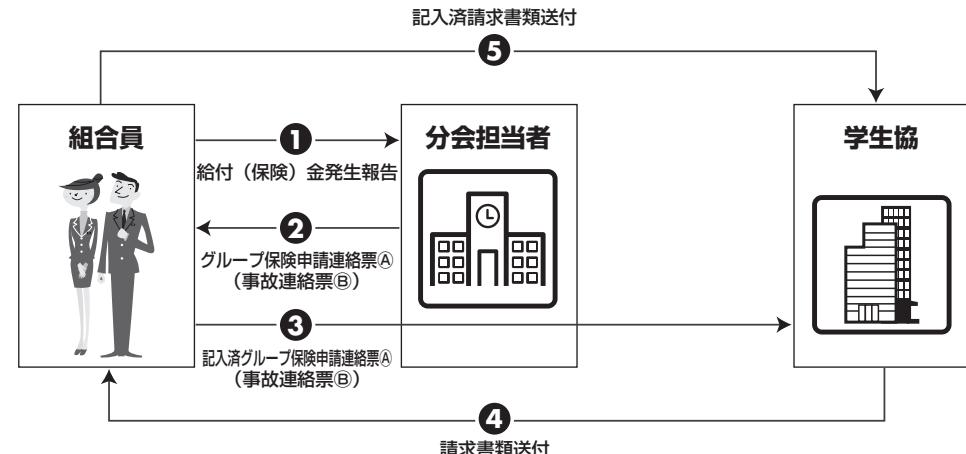
ご請求の流れ

◆ご請求は職場で簡単に手続き可能！

保険金・給付金の支払対象事項（死亡・入院・通院・手術）が生じた場合、各分会担当者より「グループ保険申請連絡票Ⓐ」を受取り記入いただき、記入済「グループ保険申請連絡票Ⓐ」をFAXにて学生協宛に送信してください。（学生協FAX）052-261-7103

- 不慮の事故による入院・通院の場合には、
「グループ保険申請連絡票Ⓐ」+「事故連絡票Ⓑ」の両方
 - 不慮時の事故以外による入院・通院の場合には、
「グループ保険申請連絡票Ⓐ」のみ

} 手配・記入・FAX願います。



三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、就業不能サポート制度請求時は、組合員本人もしくは指定代理請求者から学生協にご連絡願います。
TEL:050-5211-7000

事故の場合のみ、「事故連絡票⑧」を「グループ保険申請連絡票⑨」と合わせて学生協にFAX。

※グループ保険申請連絡票Ⓐならびに事故連絡票Ⓑは学生協ホームページからもダウンロードできます。